

鳥取市保健センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和元年7月1日

鳥取市長 深澤 義彦

鳥取市条例第6号

鳥取市保健センター条例の一部を改正する条例

鳥取市保健センター条例（平成16年鳥取市条例第84号）の一部を次のように改正する。

別表第1 鳥取市国府地区保健センターの部を削り、同表備考を次のように改める。

備考 1時間未満は、1時間とする。

附 則

この条例は、令和元年8月1日から施行する。